（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一第二面10欄中トをルとし、くをヌとし、ホをリとし、ニの次に次のように加える。

【ホ．備蓄倉庫の部分】（　　）（　　）（　　）

【ヘ．蓄電池の設置部分】（　　）（　　）（　　）

【ト．自家発電設備の設置部分】（　　）（　　）（　　）

【チ．貯水槽の設置部分】（　　）（　　）（　　）

別記様式第一注意3㉓中「部分」の下に「、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ト」に自家発電設備を設ける部分、「チ」に貯水槽を設ける部分、「リ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれ」を加え、同注意3中⑮及び⑯を削り、同注意3⑰中「ヘ」を「ヌ」に、「ト」を「ル」に、「ニ」に記入した床面積（この面積が」を「ニ」から「チ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の⑴から⑸までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、」に、「の５分の１を」を「にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た面積を」に、「の５分の１の」を「にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た」に改め、同注意3中⑰に次のように加える。

⑴　自動車車庫等の部分　５分の１

⑵　備蓄倉庫の部分　50分の１

⑶　蓄電池の設置部分　50分の１

⑷　自家発電設備の設置部分　100分の１

⑸　貯水槽の設置部分　100分の１

別記様式第一注意3中⑰を⑮とし、同注意3⑱中「ト」は」を「ル」は」に改め、同注意3中⑱を⑯とし、⑲を⑰とする。

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第三条　津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三第二面10欄中トをルとし、くをヌとし、ホをリとし、ニの次に次のように加える。

【ホ．備蓄倉庫の部分】（　　）（　　）（　　）

【ヘ．蓄電池の設置部分】（　　）（　　）（　　）

【ト．自家発電設備の設置部分】（　　）（　　）（　　）

【チ．貯水槽の設置部分】（　　）（　　）（　　）

別記様式第三注意3㉓中「部分」の下に「、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ト」に自家発電設備を設ける部分、「チ」に貯水槽を設ける部分、「リ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれ」を加え、同注意3中⑮及び⑯を削り、同注意3⑰中「ヘ」を「ヌ」に、「ト」を「ル」に、「ニ」に記入した床面積（この面積が」を「ニ」から「チ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の⑴から⑸までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、」に、「の５分の１を」を「にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た面積を」に、「の５分の１の」を「にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た」に改め、同注意3中⑰に次のように加える。

⑴　自動車車庫等の部分　５分の１

⑵　備蓄倉庫の部分　50分の１

⑶　蓄電池の設置部分　50分の１

⑷　自家発電設備の設置部分　100分の１

⑸　貯水槽の設置部分　100分の１

別記様式第三注意3中⑰を⑮とし、同注意3⑱中「ト」は」を「ル」は」に改め、同注意3中⑱を⑯とし、⑲を⑰とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。